官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（総務二五七）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（同二五八）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務一〇八）　二
○第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件（外務二六七）　二
○第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書の署名及び効力発生に関する件（同二六八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一二〇～一一二五）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通五二四）　四
○道路に関する件（東北地方整備局五六）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一六六）　四
○道路に関する件（北陸地方整備局三六、三七）　四
○道路に関する件（四国地方整備局四〇、四一）　四
〔人事異動〕
内閣法制局　公正取引委員会　国家公安委員会　警察庁　復興庁　五
〔官庁報告〕
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　五
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　五
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　五
法務
公証人任免（法務省）　五
国家試験
令和七年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林水産省）　六
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五七）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表、苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業の実施引継ぎ関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　八
会社その他　二九

## その他告示

○総務省告示第二百五十七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年七月十一日　総務大臣　村上誠一郎

一　許可年月日　令和七年六月二十六日
二　施行年月日　令和七年六月二十六日
三　主な変更内容
第十二条に記載される広域連合の執行機関の組織を変更する。

○総務省告示第二百五十八号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
令和七年七月十一日　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　モビリティ・ガーディアン25における多国間共同訓練実施部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月十三日から令和七年七月二十七日まで
三　派遣人数（概数）　五十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国及びパラオ共和国

○法務省告示第百八号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
令和七年七月十一日　法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所
奈良県行政書士会
奈良県奈良市高天町十番地の一（株）T．T．ビル三階
廃止予定年月日
令和七年八月三十一日

**○外務省告示第二百六十七号**

令和七年六月二十三日にジャカルタで、第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十九年六月二十五日にジャカルタで署名され、二千二十二年六月二十一日に延長された第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、協定を二千二十八年六月二十四日まで延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　正木靖

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長
アブドゥル・カディール・
ジャイラニ閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、二千二十五年六月二十三日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記のことがインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであることをインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長
アブドゥル・カディール・
ジャイラニ

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　正木靖閣下

**○外務省告示第二百六十八号**

令和七年六月二十三日にジャカルタで、第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書の署名が行われ、同議定書は、同日に効力を生じた。

令和七年七月十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びインドネシア共和国政府は、

二千十九年六月二十五日にジャカルタで署名され、二千二十二年六月二十一日及び二千二十五年六月二十三日に延長された第二次世界大戦の間にインドネシア共和国パプア州及び西パプア州において死亡した日本の兵士の遺骨の発掘、収集及び送還に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）の締結の後に新たな状況が生じたことを考慮し、

協定第十一条の規定に従って協定を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

**第一条**

協定中「及び西パプア州」を「、西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州及び南西パプア州」に改める。

**第二条**

協定第八条1(a)中「又は西パプア州」を「、西パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州又は南西パプア州」に改める。

**第三条**

協定第四条4(a)中「インドネシア共和国教育文化省」を「インドネシア共和国文化省」に改める。

**第四条**

この議定書は、署名の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。この議定書は、協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年六月二十三日にジャカルタで、ひとしく正文である日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本文による。

日本国政府のために
正木靖

インドネシア共和国政府のために
エンダ・T・D・ルトノアストゥティ

**○農林水産省告示第千百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

芽室町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡越知町横畠北字テンガ石三七七八の一、字テンガ石ノ下三七八〇の一、字黒森三七三四、字黒森下三七三三、字黒森神社ノ東三七三六、字黒森絶頂三二〇二の二、三二〇二の三、字山ノ神三七四二、三七四三の一から三七四三の三まで、三七四四の一、三七四四の二、三七四五、三七四七の一、三七四七の二、字上ウド三四三九、字西イカノウチ三四三八、字西ウド三七八一、字西ノイ子ガクボ三七三九の一、字西兼光三二〇三、三二〇五、三二〇六、字西小越三七九三の一、三七九四、三七九五、字中ノイ子ガクボ三七四〇の一、三七四〇の二、三七四一の一、三七四一の二、字東ノイ子ガクボ三七七五の一から三七七五の五まで、三七七五の七、三七七五の九、字南エダツヱ三八〇二、字南ヲモソラ三七八四、字南石スルキ三七七六の一、三七七六の四、字北エダツヱ三八〇三、

三八〇四、字北ノイ子ガクボ三七三七の一、字北黒松畦三四四一、三四四二、字北石スルキ三七七七、字脇差タヲ三七二九、三七三〇、字脇差タヲ北三七三一の一、三七三一の二、三七三二、鎌井田清助字尻ナシ畝一二〇四から一二〇九まで、一二一一、一二一二、一二一四、一二一六、一二一七、一二二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡いの町勝賀瀬字勝賀瀬山三六〇四の二、三六〇四の一四から三六〇四の四六まで、三六〇四の五二から三六〇四の六四まで、三六〇四の六九から三六〇四の八一まで、三六〇四の九〇から三六〇四の九六まで、三六〇五の二、三六〇五の四、三六〇五の五、三六〇六の一、三六〇六の三、三六〇七の一から三六〇七の四まで、三六一一の七、三六一一の八、三六一一の一五、三六一一の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡いの町小川新別字坂本二一六七、二一七一から二一七四まで、字小倉川向二〇三七の一、二〇三七の二、二〇三八の一、二〇三八の二、二〇三九の二、二〇四一、二〇四二の一、二〇四二の四から二〇四二の六まで、二〇四四の一、二〇四四の三から二〇四四の六まで、二〇四五の一、二〇四五の三、二〇四五の四、二〇四六から二〇五三まで、二〇五四の一、二〇五六から二〇五八まで、二〇五九の一から二〇五九の三まで、二〇六一の一から二〇六一の四まで、二〇六二、二〇六四の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡越知町佐之国字灰首四五一五、四五一六、四五一九、字祈祷畝三九二九から三九三二まで、字銀平ヶ内四四七一、四四七三、四四七四の一、四四七四の二、四四七五、字穴ノ峠三九六四の一、三九六四の二、三九六五の一、三九六五の二、三九六六の一、三九六六の二、三九六七の一、三九六七の二、三九六八、三九六九、三九七〇の一、三九七〇の二、三九七一の一、三九七一の二、字上ヱダバ三九七二、三九七三、字上ヱ子ワラビ五〇四八から五〇六一まで、字大迫三九八四、三九八七から三九九〇まで、三九九二、三九九三、三九九八から四〇〇〇まで、字畑頭三九一七、三九一八、字茂冝臼鳴四四七七、四四七九から四四八六まで、字木戸ノ本三九三九、三九四〇、字子ハラビ畝五〇四七の一、五〇四七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県吾川郡いの町上八川上分字ウエトチ九八一四、九八一五、九八一七、九八一八、字エボシ九七一九、字カゾリノ森九六二四、九六二五の一、九六二五の三、字コヲ子ン九八二〇、九八二一、字シノベガタニ九七二四、九七二五、字スゲノクボ九六四九、九六六一、九六六二の一、九六六二の二、九六六三の一、九六六三の二、九六六四、九六六五、九六六八から九六七五まで、九六七八、九六八一、九六八四、字トチダニ九八五八、九八六一から九八六三まで、字ヤゲンザコ九八〇八、九八〇九の一、九八〇九の二、字ヲゴシ九八一一、九八一二、字ヲゴシガモリ九八一三、字岩屋峪九六八五、九六八八、九六九一から九六九四まで、九六九八から九七〇〇まで、九七〇三、九七〇四、九七〇五の一から九七〇五の五まで、字大隅九七一七、九七一八、字樽ノ上九七〇七、九七〇八、九七一〇、九七一三から九七一五まで、字八子ヅリ二八七二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第五百二十四号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 北海道上川郡新得町字新得西九線一六番九から同道上川郡新得町字新得西九線一番三まで | 前 | 最大 一四二<br>最小 六一 | 一二〇一 |
| | 後 | 最大 三一九<br>最小 六一 | |

**○東北地方整備局告示第五十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| いわき市好間町北好間字猪ノ鼻五七番一六から同市好間町北好間字猪ノ鼻一二番一まで | 前 | A 一八・二〇～四六・五〇 | 〇・三六四 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | B 一八・二〇～四六・五〇<br>一〇・三〇～九一・七〇 | 〇・三六四<br>〇・三五三 | |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

**○関東地方整備局告示第百六十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号及び百四十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 小諸市大字柏木字東大道下一九〇番から同市大字柏木字東大道下一五三番二まで | 前 | 一四・三二～三〇・五五 | 〇・一六五 |
| | 後 | 一六・三〇～三一・一五 | 〇・一六五 |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

**○北陸地方整備局告示第三十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 村上市春木山字山田一三〇七番一から同市春木山字山田二二〇一番一まで | 前 | 二〇・九一～二七・三八 | 〇・三一六 |
| | 後 | 二二・二四～五七・三九 | 〇・三一六 |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

**○北陸地方整備局告示第三十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百十三号 | 村上市春木山字山田一三〇七番一から同市春木山字山田二二〇一番一まで | 北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所 |

供用開始の期日　令和七年七月十一日

**○四国地方整備局告示第四十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 坂出市西庄町字長谷一六二一番一から同市西庄町字弥蘇場一六三〇番二二まで | 前 | 三二・一〇～四一・七〇 | 〇・〇四二 |
| | 後 | 三二・一〇～四七・四〇 | 〇・〇四二 |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第四十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十一号 | 坂出市西庄町字長谷一六二一番一から同市西庄町字弥蘇場一六三〇番二二まで | 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所 |

供用開始の期日　令和七年七月十一日

# 人事異動

## 内閣法制局

内閣法制局参事官（第三部）　野田　恒平
財務省に出向させる
（金融庁企画市場局企業開示課課長補佐兼企画市場局企業開示課電子開示システム開発室長兼企画市場局企業開示課開示業務室長兼企画市場局企業開示課企業財務調査官）内閣府事務官　犬塚　誠也
内閣法制局参事官（第三部）に昇任させる（以上七月八日）

## 公正取引委員会

（外務省在中華人民共和国日本国大使館参事官）外務事務官　小林　慎弥
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長に昇任させる（七月八日）

## 国家公安委員会

（警視庁副総監）警視監　鎌田　徹郎
警視庁公安部長事務取扱を命ずる（六月二十日）

## 警察庁

（警察庁長官官房審議官（交通局担当））警視監　阿部　竜矢
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）事務取扱を免ずる
（宮内庁長官官房総務課広報室長）内閣府事務官　藤原麻衣子
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）を命ずる（以上六月二十三日）

## 復興庁

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　飯田　剛
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（同）同　金谷　雅也
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上七月八日）

# 官庁報告

## 官庁事項

**国営土地改良事業の工事完了の公告**

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和７年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。
令和７年７月11日
農林水産大臣　小泉進次郎

記

国営宇遠別川土地改良事業（国営施設機能保全）

**北陸地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年七月十一日
北陸地方整備局長　髙松　諭

| | | |
|---|---|---|
| (一) | 道路の種類 | 一般国道 |
| (二) | 路線名 | 百十三号 |
| (三) | 占用を制限する区域 | 村上市春木山字山田二三〇七番一から同市春木山字山田二二〇一番一まで |
| (四) | 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |
| (五) | 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 |
| (六) | 占用の制限の開始の期日 | 令和七年七月十二日 |
| (七) | 図面縦覧場所 | 北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所 |

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項及び第66条の規定により、河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担について協議が成立したので、第17条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和７年７月11日
北陸地方整備局長　髙松　諭

| | |
|---|---|
| 1 | 河川の名称　信濃川水系千曲川 |
| 2 | 河川管理施設の名称又は種類　岡田川樋門 |
| 3 | 河川管理施設の位置　長野県長野市篠ノ井地先（千曲川左岸） |
| 4 | 管理を行う者の氏名及び住所<br>氏名　河川管理者　長野県知事　阿部　守一<br>住所　長野県長野市大字南長野字幅下692番２ |
| 5 | 管理の内容<br>治水事業の用にあわせ供される岡田川樋門の兼用工作物の操作及び新設、改築、維持又は修繕並びに災害復旧 |
| 6 | 管理の期間　令和７年６月20日から岡田川排水機場が存続する日まで |

**四国地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年七月十一日
四国地方整備局長　豊口　佳之

| | | |
|---|---|---|
| (一) | 道路の種類 | 一般国道 |
| (二) | 路線名 | 十一号 |
| (三) | 占用を制限する区域 | 坂出市西庄町字長谷一六二一番一から同市西庄町字彌蘇場一六三〇番二二番まで |
| (四) | 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |
| (五) | 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 |
| (六) | 占用の制限の開始の期日 | 令和七年七月十一日 |
| (七) | 図面縦覧場所 | 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所 |

## 法務

**公証人任免**

盛岡地方法務局所属公証人殿井憲一は願により公証人を免ぜられた。
工藤俊二は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人殿井憲一の後任を命ぜられた。
宇都宮地方法務局所属公証人松尾泰三は願により公証人を免ぜられた。
古谷剛司は公証人に任命され、宇都宮地方法務局所属公証人松尾泰三の後任を命ぜられた。
千葉地方法務局所属公証人余田武裕は願により公証人を免ぜられた。
篠原辰夫は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人余田武裕の後任を命ぜられた。
新潟地方法務局所属公証人今間三郎は願により公証人を免ぜられた。
片山徳征は公証人に任命され、新潟地方法務局所属公証人今間三郎の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人加藤武志は願により公証人を免ぜられた。
三宅義寛は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人加藤武志の後任を命ぜられた。
長野地方法務局所属公証人佐藤美知幸は願により公証人を免ぜられた。
秤屋雄一は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人佐藤美知幸の後任を命ぜられた。
名古屋法務局所属公証人境野智子は願により公証人を免ぜられた。
宗野有美子は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人境野智子の後任を命ぜられた。
名古屋法務局所属公証人髙橋和弘は願により公証人を免ぜられた。
福島司は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人髙橋和弘の後任を命ぜられた。
金沢地方法務局所属公証人田邉豊は願により公証人を免ぜられた。
谷田部浩は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人田邉豊の後任を命ぜられた。
津地方法務局所属公証人安田錦治郎は願により公証人を免ぜられた。
沼田政行は公証人に任命され、津地方法務局所属公証人安田錦治郎の後任を命ぜられた。
岡山地方法務局所属公証人前田靜男は願により公証人を免ぜられた。
中島仁志は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人前田靜男の後任を命ぜられた。
山口地方法務局所属公証人梅田実は願により公証人を免ぜられた。
関口正木は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人梅田実の後任を命ぜられた。
山口地方法務局所属公証人山﨑秀義は願により公証人を免ぜられた。
相原茂は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人山﨑秀義の後任を命ぜられた。
佐賀地方法務局所属公証人林田雅隆は願により公証人を免ぜられた。
横山紫穂は公証人に任命され、佐賀地方法務局所属公証人林田雅隆の後任を命ぜられた。
長崎地方法務局所属公証人樋口祐子は願により公証人を免ぜられた。
林健児は公証人に任命され、長崎地方法務局所属公証人樋口祐子の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

## 国家試験

### 令和７年度土地改良換地士資格試験の実施について

令和７年度土地改良換地士資格試験の実施について、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月11日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　試験の実施期日　令和７年10月19日（日）午前９時30分から午後４時30分まで

2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、知識についての試験はマークシート方式、実務についての試験は記述式により、筆記の方法で行う。

⑴　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識

ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの

イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの

⑵　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務

ア　換地計画書の作成に関するもの

イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの

3　法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和７年７月11日（金）現在において施行されているものとする。

4　試験の場所等

⑴　試験の場所　札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

⑵　受験地の指定　⑴のうち受験者が受験願書に記載した場所を受験地として指定する。

⑶　受験地変更の取扱い　受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する受験者は、受験願書を提出した地方農政局等（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、書留郵便で、変更受験地及びその理由を令和７年９月12日（金）までに届け出ることとする。

5　受験手続

⑴　受験願書及び試験免除申請書の提出先　受験者の住所地を管轄する地方農政局に郵送又は持参により提出する。

⑵　受験願書及び試験免除申請書の受付期間　令和７年７月11日（金）から令和７年９月５日（金）まで（郵送による場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

⑶　受験願書用紙等の交付　受験願書用紙等（受験願書用紙、試験免除申請書及び受験案内をいう。）は、令和７年７月11日（金）から令和７年８月26日（火）まで地方農政局等及び都道府県土地改良事業団体連合会において交付する。

郵送による交付を求める場合には、封筒の表に赤字で「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と書き、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

なお、受験手続に関し不明な点については、農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号、郵便番号100―8950、電話番号03―6744―2192）に問い合わせること。

6　合格者の公表　合格者の公表は、令和７年11月12日（水）に農林水産省のホームページに掲載して行う。

なお、合格者には合格証書を交付する。

# 公　告

## 諸　事　項

### 有権者申出方

元当局所属公証人西村尚芳の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月11日　東京法務局

元当局所属公証人小池晴彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月11日　横浜地方法務局

### 金融商品取引業者の営業保証金に係る配当表公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第５項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エフ・ポート

２．住所　香川県高松市寿町一丁目４－３高松中央通りビル２Ｆ

３．代表者の氏名　代表取締役　山口　雅史

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額　5,000,000円

⑵　権利の実行に係る申出の総額　2,554,333円　①

⑶　官報公示費用　56,749円　②

⑷　申出者への払渡額の算式

各申出者の還付額－｛②×（各申出者の還付額／①）｝

（円未満の端数調整を行う場合がある）

※金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定による公示の費用（上記②）については歳入徴収官四国財務局総務部長に支払うこととし、各申出者への払渡額は、各申出者の還付額から公示の費用の各申出者の負担額を控除した額とする。

令和７年７月11日

四国財務局長　中村　錠治

## 苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年七月十一日

国土交通省九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省九州地方整備局

代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　垣下　禎裕

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業

対象事業の種類　公有水面の埋立て

対象事業の規模　約四十五ヘクタール

三　法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当局は、対象事業の実施を福岡県へ引き継いだことから、法第三十条第一項第三号に該当。

四　引継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　福岡県

代表者の氏名　福岡県知事　服部誠太郎

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区東公園７番７号

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

**免責許可決定**

**特別清算開始**

**令和７年（ヒ）第２０４３号**
東京都中野区松が丘２丁目19番11号
清算株式会社　興和サイン株式会社
代表清算人　髙橋　芳文
１　決定年月日　令和７年６月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第３０２２号**
大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番７号本町和光ビル内
清算株式会社　株式会社吉川化学工業所
代表清算人　吉川　尚人
１　決定年月日　令和７年６月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

**小規模個人再生による再生手続開始**

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

１．基金の名称　日鉄物流企業年金基金
２．事務所の所在地　東京都中央区日本橋一丁目13番１号
３．実施事業所の名称及び所在地　日鉄物流株式会社・東京都中央区、名古屋支店・愛知県東海市、瀬戸内支店・兵庫県姫路市、九州支店大分地区・大分県大分市、東日本支店君津地区・千葉県君津市、東日本支店鹿島地区・茨城県鹿嶋市、九州支店八幡地区・福岡県北九州市、北日本支店・岩手県釜石市、株式会社ＮＳロジ大阪・大阪府堺市堺区
４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による。
５．解散認可があったものとみなされた年月日
令和７年７月１日
令和７年７月11日
東京都中央区日本橋一丁目13番１号
日鉄物流企業年金基金
理事長　三股　達也

## 企業年金基金清算人就任公告

当基金は確定給付企業年金法第85条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　別所　靖明
２．住所　千葉県市川市行徳駅前３丁目９番19号306号室
令和７年７月11日
日鉄物流企業年金基金
理事長　三股　達也

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和７年７月四日
掲載頁　四十三頁（号外第一五四号）
令和７年７月十一日
北海道標津郡中標津町東七条南十丁目四番地１
（甲）株式会社コスモサイエンス
代表取締役　栗林　延年
北海道釧路市鳥取南五丁目一二番五号
（乙）合同会社コスモサイエンスＡＭ
代表社員　株式会社三ツ輪商会
職務執行者　栗林　延年

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和７年四月二十三日
掲載頁　八十七頁（号外第九十一号）
令和７年７月十一日
福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平五一五番地
三　（甲）福島農林合同会社
代表社員　エクイス環境ジャパン株式会社
職務執行者　ランス・マイケル・カムス
東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン
（乙）エクイス環境ジャパン株式会社
代表取締役　ランス・マイケル・カムス

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　日本経済新聞
掲載の日付　令和７年五月二十日
掲載頁　三十三頁
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和７年六月三十日
掲載頁　七頁
令和７年７月十一日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
（甲）イオンリテール株式会社
代表取締役　古澤　康之
新潟県新潟市江南区西山八三〇番地五
（乙）株式会社エムエス青果センター
代表取締役　松本　靖弘

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.ohyama.net/
（乙）https://nexans.co.jp/
令和７年７月十一日
東京都中央区日本橋浜町一丁目九番一二号
（甲）株式会社大山
代表取締役　平木　正人
東京都中野区中央三丁目一番四号
（乙）株式会社ネサンス
代表取締役　平木　正人

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和７年六月二日
掲載頁　七十一頁（号外第一二一号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和７年六月三日
掲載頁　六十一頁（号外第一二二号）
令和７年７月十一日
新潟県新潟市東区南紫竹二丁目五番二五号
（甲）清水配送株式会社
代表取締役　北村　興司
新潟県新潟市中央区南出来島一丁目八番二号
（乙）しみずスタッフ株式会社
代表取締役　中村　孝行

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　八十八頁（号外第一三二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九十八頁（号外第一三二号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　九十八頁（号外第一三二号）

令和七年七月十一日
石川県金沢市東蚊爪町ラ四七番地一
（甲）トナミコールドロジスティクス株式会社（旧商号　株式会社アペックス）　代表取締役　飛弾　芳彦
石川県金沢市湊一丁目五番地一〇
（乙）西金運輸株式会社
代表取締役　飛弾　芳彦
石川県金沢市東蚊爪町ラ四七番地一
（丙）有限会社藤和商運
代表取締役　飛弾　芳彦
石川県金沢市湊一丁目五番地一〇
（丁）大栄自動車工業株式会社
代表取締役　飛弾　芳彦

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月十一日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階　（甲）ＦＫ株式会社
代表取締役　マイケル・ロンゴ
横浜市中区桜木町一丁目一番地
（乙）富士ソフト株式会社
代表取締役　室岡　光浩

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＳＤボトラーズ（乙、住所大阪府東大阪市高井田本通一丁目三番二二号）の大阪エリアの自動販売機ベンダー事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　二頁

令和七年七月十一日
東京都足立区古千谷本町一丁目一番八号
株式会社ＳＤベンディング
代表取締役　芳屋　昌治

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のデータセンター事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一一三頁（号外第一四四号）

（乙）https://www.tsyscom.co.jp/publicnotice/
令和七年七月十一日
名古屋市中村区名駅四丁目一一番二七号
（甲）豊田通商システムズ株式会社
代表取締役　渡辺　廣利
名古屋市中村区名駅四丁目一一番二七号
（乙）株式会社豊通シスコム
代表取締役　清野　耕司

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するサイバーコム株式会社（住所仙台市青葉区一番町二丁目七番一七号朝日生命仙台一番町ビル）に対して当社の不動産及び不動産関連契約等を除く全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十一日
仙台市青葉区一番町二丁目七番一七号朝日生命仙台一番町ビル
サイバーコム株式会社
代表取締役　新井　世東

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社中村商事（住所、群馬県館林市下早川田町七〇八番地二）に対して当社の酒類販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十一日
群馬県館林市下早川田町七〇八番地二
有限会社中村商事
代表取締役　中村　茂美

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するエクイス環境ジャパン合同会社（東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン）に対して当社の新規事業開発事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十三日
掲載頁　八十七頁（号外第九十一号）
令和七年七月十一日
東京都中央区京橋二丁目二番一号京橋エドグラン　エクイス環境ジャパン株式会社
代表取締役　ランス・マイケル・カムス

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社マキシムＨＤ（住所大阪府箕面市桜ヶ丘四丁目一七番二〇号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　十七頁
令和七年七月十一日
大阪市淀川区西中島四丁目一一番二七号
株式会社マキシム
代表取締役　東　展男

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は北海道美創建株式会社とし、効力発生日は令和七年九月八日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日
札幌市中央区南十一条西一丁目一番一一―六一四号
ジェントルサービスジャパン合同会社
代表社員　佐藤　靖

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日
札幌市東区伏古二条五丁目三番二〇号
合同会社ベルクリエート
代表社員　鈴木　徹

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ＯＺＡＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日
埼玉県さいたま市見沼区膝子三二五
合同会社ＯＺＡＮ
代表社員　イシクアデム

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日
千葉県夷隅郡大多喜町新丁一八番地二
合同会社ひかえめ
代表社員　神谷　知佳

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

東京都町田市金井ヶ丘二丁目三七番一四号

ｉｓＬａｎｄ合同会社

代表社員　島　一仁

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

横浜市鶴見区朝日町二丁目七二番地

合資会社上條不動産部

代表社員　上條冨士雄

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はヴィーナスリアルエステート株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

横浜市西区西平沼町一番三二号

合同会社ヴィーナス

代表社員　新樂　羊三

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷秋葉九七〇二番地

合同会社ＳＥＳＳＩＯＮＳ

代表社員　井原　達人

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

兵庫県芦屋市東山町一二番六号

合同会社大松

代表社員　松田　有可

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社NeconoteLaboとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

山口県下関市藤ケ谷町一一番三六号

合同会社NeconoteLabo

代表社員　麻生　太郎

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　二頁

令和七年七月十一日

札幌市西区二十四軒三条一丁目一番三一号

水戸ビル五階

株式会社マッシモ

代表取締役　治山　孔

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を四億五五〇三万四一八一円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　六十三頁（号外第一二七号）

令和七年七月十一日

岡山市北区今七丁目二四番二三号

杉本道路株式会社

代表取締役　杉本　浩治

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十一日であり、組織変更後の商号はNeconoteLaboとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十一日

山口県下関市藤ケ谷町一一番三六号

合同会社NeconoteLabo

代表社員　麻生　太郎

**準備金の額の減少公告**

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を、二億二千六万三千二百七十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　九十三頁（号外第一五六号）

令和七年七月十一日

香川県高松市峰山町一八三八番地一

株式会社乃上保温興業所

代表取締役　乃上眞知郎

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億七千二万五千円、資本準備金の額を二億九千二百四十七万五千円減少し、それぞれ三千万円、七百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社

赤坂国際会計内　ＧＣＪＧ５１株式会社

代表取締役　西野　貴司

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年七月二十八日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月下旬頃を目途に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十一日

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

オーケー株式会社

代表取締役　二宮涼太郎

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十一日

神奈川県相模原市緑区長竹二八四五番地三

テクノウェーブ株式会社

代表取締役　萩原　昭雄

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十一日

札幌市西区二十四軒一条三丁目三番地

株式会社入福福田商店

代表取締役　福田　龍介

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年八月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年八月二十二日です。

令和七年七月十一日

大阪市北区大淀中三丁目一五番五号

株式会社関西共同印刷所

代表取締役　竹村　知洋

**株式併合につき通知公告**

当社は、株式二十五株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年八月二十九日であり、同日における発行可能株式総数は四百株となります。

令和七年七月十一日

神奈川県相模原市緑区長竹二八四五番地三

テクノウェーブ株式会社

代表取締役　萩原　昭雄

（三）契約締結日及び契約名称
令和六年三月二十八日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更等を含む。）
二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等
右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。
三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。
四、連絡先
東京都港区港南二丁目九番八号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
不動産管理部　カストディ営業グループ
電話番号　〇三―五四六二―三七〇七
令和七年七月十一日
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
支配人　岡本　泰典

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を九千五百万円減少して三十九億二千二百万円とすることとしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の確定した最終事業年度はありません。
令和七年七月十一日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
ＡＡＪ　Ｆ特定目的会社
取締役　鄭　武壽

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を九億二千八百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　五十二頁（号外第一五二号）

**新規信託分割の公告**

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和七年八月二十二日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。
この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
一、従前の信託の特定
（一）信託の当事者
委託者兼受益者
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
東京共同会計事務所内
合同会社オルタナ１６
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（二）信託の年月日
令和六年三月二十八日
令和七年七月十一日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社レジプロパティーズワン
取締役　赤津　忠祐

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を四億六千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十四日
掲載頁　一一〇頁（号外第一〇六号）
令和七年七月十一日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社レジプロパティーズツー
取締役　赤津　忠祐

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二十五億七千四百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/esueichikei
令和七年七月十一日
東京都港区元赤坂一丁目一番七号
ＳＨＫホテルズ特定目的会社
取締役　金谷　正文

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を五億三千六百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
https://www.kaikei-home.com/axess/0033/index.html
令和七年七月十一日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
Ｔｏｒｒｅｎｔ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億五千百万円（ただし、Ａ号優先出資について金五億五千百万円）減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の確定した最終事業年度はありません。
令和七年七月十一日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アゼリア特定目的会社
取締役　松澤　和浩

**訂正公告**

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の双日食料株式会社に係る第四十三期決算公告（枠組）中、損益計算書の要旨中の「特別損失」とあるは「特別損益」の誤りにつき訂正します。
令和七年七月十一日
扱　店

**取消公告**

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。
令和七年七月十一日
東京都世田谷区若林一丁目二三番五号
（甲）株式会社明和
代表取締役　塩見　次郎
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六二番七号
（乙）株式会社ＧＲＡＮＤ　ＤＥＳＩＧＮ
代表取締役　塩見　次郎

**取消公告**

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）は取消します。
令和七年七月十一日
東京都港区新橋六丁目九番四号
（甲）株式会社ハーバーリンクスジャパン
代表取締役　渡邉　敏弘
東京都港区新橋六丁目九番四号
（乙）株式会社ハーバーリンクスホールディングス
代表取締役　渡邉　敏弘